

温泉法の一部を改正する法律の概要

環 境 省

法律改正の必要性

- ・温泉成分の分析結果が古いまま更新されず掲示
- ・多様な情報の提供を求める利用者のニーズ



温泉成分の定期的な分析・公表等

- ・温泉利用拡大による資源枯渇のおそれ



科学的根拠に基づくきめ細かな温泉資源保護対策

改正の骨子

1. 温泉成分の定期的な分析及び公表の義務付け等

定期的な成分分析の義務付け

- 温泉成分の定期的な分析(10年ごと)、その結果に基づく施設における成分の掲示の更新を義務付ける。

掲示項目の追加

- 施設における温泉情報の掲示項目として、温泉成分、禁忌症等のほか、その他の温泉利用の上で必要な情報を追加する。

2. 温泉の掘削、利用等の許可に係る制度の見直し

許可の際の条件の付与

- 掘削、ポンプ設置、浴用・飲用としての利用等の許可につき、条件を付与し、条件違反の際には許可の取消しをできることとし、きめ細かな許可の運用を可能とする。

許可の承継

- 許可を受けて掘削、浴用・飲用利用等を行う者の相続・合併に際し、再度の許可を不要とし、より簡略な承認手続で地位を承継できることとする。

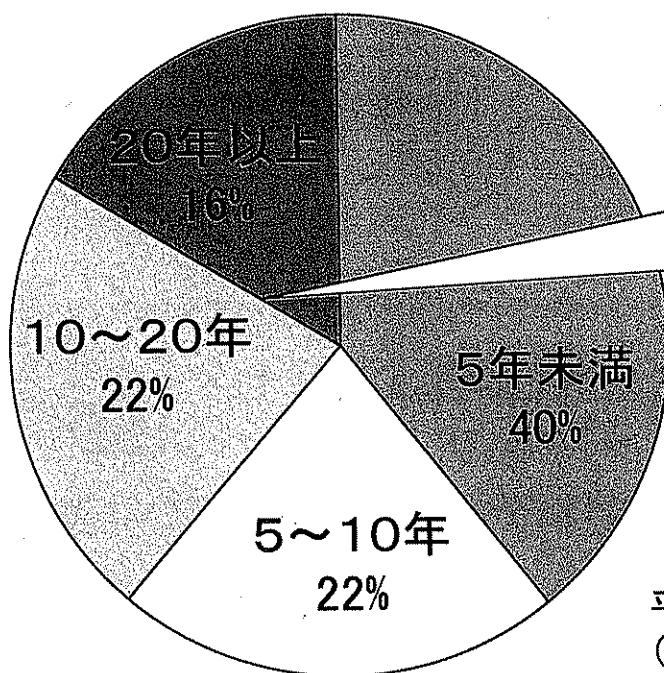
※ その他、科学的根拠に基づく温泉資源保護対策を実施するため、温泉の掘削、増掘、ポンプ設置の許可について、国が技術的なガイドラインを定め、都道府県に提供する。

1. 温泉成分の定期的な分析及び公表の義務付け等

① 定期的な成分分析の義務付け

- 温泉成分の定期的な分析(分析の間隔は政令で定める(10年ごとを予定))、その結果に基づく施設における成分の掲示の更新を義務付ける。

掲示している成分分析表の経過年数割合



○現在、10年ごとの分析を奨励

○しかし、10年以上経過しているものが約4割を占める

平成18年4月1日現在
(全国都道府県調査結果)

分析の実施機関

登録分析機関

- ・分析能力のある機関を都道府県知事が登録
- ・全国計117機関が登録。(平成19年3月1日現在)

分析の実施に要する費用

約10万円

1. 温泉成分の定期的な分析及び公表の義務付け等

② 掲示項目の追加

- 施設における温泉情報の掲示項目として、温泉成分、禁忌症等のほか、その他の温泉利用の上で必要な情報を追加する。

現行

改正後

掲示事項

- 温泉の成分
- 禁忌症
- 入浴又は飲用上の注意

- 温泉の成分
- 禁忌症
- 入浴は又は飲用上の注意
- その他温泉利用の上で必要な情報
(環境省令で定める)

温泉利用者のニーズに応じた迅速な掲示情報の追加

【掲示情報を追加した例】

温泉への入浴剤の添加が問題となった事例を契機に、平成17年2月、以下の掲示項目を追加。

- 加水・加温をしている旨及びその理由
- 循環濾過をしている旨及びその理由
- 入浴剤の添加又は消毒をしている旨及びその理由